

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
2月15日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一
- 岩国都市計画道路の変更（二件）（都市計画課）……………一
- 公告  
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産振興課）……………二
- 建設業の営業の停止命令（監理課）……………五



### 山口県告示第三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
大井浦区域 宇津区域 見島区域 大島区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	〃 総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業 総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業、まき

野島区域

網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業以外の漁業  
総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網  
を使用して営む漁業

### 山口県告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画道路三・五・二十七海土路御庄線  
岩国都市計画道路三・五・三十九御庄川線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

### 山口県告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び和木町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画道路三・四・百一加賀開瀬田口線
- 二 変更の内容  
路線の廃止



(三五) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十一年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容

を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくろまぐるの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成三十一年七月から平成三十二年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区 分	期 間		知事管理量
	ま	あ	
まあじ	平成三十年一月から同年十二月まで	七、五〇〇トン	四、〇〇〇トン
	平成三十一年一月から同年十二月まで	若干	
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	若干	若干
	平成三十一年一月から同年十二月まで	若干	
まさば及びごまさば	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干	未定
	平成三十一年七月から平成三十二年六月まで	未定	

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種

類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	数	
		平成三十年	平成三十一年
まあじ	中型まき網漁業	六、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
〃	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）	若干	若干
		若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能性に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (一) まあじ
 

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能性の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (二) まいわし
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (三) まさざば及びびごまさざば
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管

理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

四) するめいか  
 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る管理の対象となる量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
まあじ	小型機船及び手繰り網漁業(手繰り第二種漁業及び手繰り第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
		瀬戸内海	平成三十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
さわら	さわら流網漁業		平成三十一年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能性に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成三十一年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成三十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船及び網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

九 くろまぐろの保存及び管理に関する方針  
 本県においてくろまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。

知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くろまぐろの採捕の実績の確かな把握に努める。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置（法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。）を講じる。

知事管理量の適切な管理を行うためには、くろまぐろの分布、回遊状況、くろまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十 くろまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項  
 くろまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期	知事管理量
三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで	八七・九トン（うち〇・一トンを留保する。）

三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）

平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで

二三・〇トン（うち〇・一トンを留保する。）

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項  
 小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数量
定置漁業	一七・五トン
定置漁業以外の漁業	七〇・三トン

十二 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
 知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

(一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。）は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。

(二) 採捕の数量の公表

採捕の数量が、知事管理量（留保する数量を除く。以下同じ。）又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勧告

2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める

次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

4 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

(四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等  
 県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対して同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。

国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くろまぐろの採捕の停止命令

- (一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。
- (二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(三六) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

平成三十一年二月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成三十一年二月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 又は 名称 有限会社錦秀建設  
 主たる営業所の所在地 岩国市元町三丁目一〇番一九号  
 代表者の氏名 有國 秀頼  
 許 可 番 号 山口県知事許可（般一二八）第一五八四八号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

土木工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

平成三十一年二月十九日から同月二十一日まで

四 処分の原因となつた事実

有限会社錦秀建設が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に違反した罪により、並びにその従業員が労働安全衛生法の規定に違反した罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の罪により、平成三十年十月二十六日に岩国簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、それぞれその刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

平成三十一年二月十五日印刷

発行人所

山口県知事庁